

## 泉大津市と株式会社HC I との事業連携に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社HC I（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、図書館における図書事務等の諸課題に迅速かつ適切に対応し、市民の利便性向上及び市民サービス向上を図るため、実証実験の実施について定めることを目的とする。

（連携取組事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の取組事項について連携し、協力する。

- (1) 館内利用者の検索本の案内・誘導
  - (2) 館内利用者へ図書の配送
  - (3) 本来あるべき棚にない不明本の検索
  - (4) 予約図書のピックアップ作業
  - (5) 蔵書の点検作業
  - (6) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと
- 2 甲と乙は必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

（役割分担）

第3条 甲は図書館という地理的な場所、分野等の場を提供し、乙は図書館の抱える課題を解決するためのロボット及びシステムの提供及び開発等を行うものとする。また、甲は当該事業に対し、市の媒体を活用した広報支援を行うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく甲乙の活動に要する費用は、甲乙の各々の負担とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年9月30日までとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならない。  
なお、本条の規定は、本協定終了後も甲乙双方に対し引続き効力を有する。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和3年6月8日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号  
大阪府泉大津市

泉大津市長 南出 賢一

乙 大阪府泉大津市式内町6-30  
株式会社HC I

代表取締役社長 奥山 剛旭